

平成30年5月28日
新経済連盟デジタルファーストPT

『デジタルファースト法案』の整備によるデジタルネイションの実現

新経済連盟は、2012年の活動開始以来、デジタルネイション実現のために『一括整備法案』の整備の必要性を強く主張してきたところである。今般、政府において、デジタルファースト関連法案の制定に向けた議論がでてきていることもあり、その動きを歓迎・感謝するところである。法律の条文に内容として明記すべきことなどをあらためてここに表明する。

なお、デジタルファースト関連法案の内容作成に当たっては、IT戦略本部関連の会議体等を活用して民間有識者の参画を確保したうえで、オープンな場を含む十分な議論を経たうえで決定されるべきである。

また、ここでいうデジタル化とは、編集可能なファイル方式での申請様式の提供や電子メールでの利用がゴールというではない。オンライン入力フォームによる申請様式の設定やAPI開放等こそがゴールであり、BPR等の見直しの結果、データ連携により申請作業すらなくすといったことなどが最終的なゴールとなりうることに十分な留意が必要である。

【デジタルファースト法案に条文として明記すべきこと等】

1. 官民手続き及び民民手続き双方におけるデジタルトランスフォーメイションの実現

(1)対面原則・書面交付原則・押印原則・印紙原則の4原則の完全撤廃

・各行政手続き関係法令や各事業法令等において、上記の4原則を官民手続き及び民民手続きにおいて法令上求めている場合は、その原則を一括整備法令により完全撤廃する。

※具体的な法令の事例は、下記の『JapanAhead2』の39、40ページを参照

https://jane.or.jp/pdf/Japan%20Ahead2_ALL.pdf

(2)行政手続きにおける添付書類撤廃によるワンスオンリーの実現

・法律に基づき添付書類を求めている手続きにとどまらず、政省令・ガイドライン等で求めており手続きも対象に、添付書類撤廃によるワンスオンリー実現のロードマップを明確化した上で、必要な制度整備を行う。

(3)行政による『API開放の義務化』によるユーザーフレンドリーな行政の実現

- ・『行政システムの自前主義からの脱却』を理念として位置付け、行政手続きに関する申請システム等をAPI開放することを行政機関に義務づける。
- ・民間の開発事業者がインターフェースを開発しやすい環境を整備する(複雑すぎる制度の簡素化、テスト環境の整備、制度・技術両方を踏まえた密な対話・すり合わせの場の設置など)。
- ・行政側のAPIリテラシーを向上させるための支援を実施する。

(4)個人・法人の認証方法の完全デジタル化等の実現

- ・コネクテッド・ワントップ実現のため、個人による手続きはマイナポータル、法人による手続きは、法人認証基盤・法人版マイナポータル経由に集約していく。
- ・行政手続きでのすべての本人確認手続きにつき、デジタル対応を可能にする。
- ・マイナンバー制度のアクセス利用者が100%となるよう、キラーコンテンツの拡充とセットで、マイナンバーカード交付の拡大、モバイルアクセスの実現を図る。
- ・法人認証基盤・法人版マイナポータルを早期に構築し、全省庁・全地方公共団体の活用に向けたロードマップを明確にしたうえで展開する。
- ・マネロン法令、携帯電話不正利用防止法令ほか本人確認手続きを求める法令において、リスクに応じてそれぞれデジタル完結での確認方法の実現と既存確認情報の共同利用による効率的な確認を達成する。

(5)オンライン・ワンストップ・BPRによる行政手続きの抜本的改善を個別テーマプロジェクト方式で実施

- ・引っ越し手続き、介護、相続、税・保険、法人による行政手続き(上記の法人認証基盤を活用等)等について、民間の知恵も活用しながらそれらの抜本的改善を実施し、国民に目の見える形でのサービス向上を実現する。

(6)申請への移行に対するインセンティブの付与等の検討

- ・電子申請案件に対する優先処理、手数料引き下げ、マイナンバーを利用したバッカヤード連携のJ-LISに係る費用負担の妥当性の検証などを実施する。

2. 官民でのキャッシュレスプラットフォームの整備

(1) 3年以内にキャッシュレス決済比率90%など野心的な目標を設定する。

(2) 公的機関への支払いを『原則キャッシュレス化・印紙レス化』(地方税の電子納付100%、交通反則金の電子納付、国庫金事務の電子化推進など)し、キャッシュレ

スによる支払いを容易化する。

(3)自治体がマイナポータルにおける公金決済機能を積極的に活用するようとする。

3. 推進体制の整備

(1)デジタルトランスフォーメイションに関する人材育成・確保を充実強化する。

(2)政府CIOの権限を強化する(各プロジェクトの「予算執行直接コントロール権」の付与など)ことにより、各省庁がより確実にコミットする体制を構築する。また、政府CIO補佐官等の技術的知見をより活用させることができるような枠組みを整備する。

(3)上記1. 2での要求事項の達成状況のフォローアップと評価を行い、必要に応じ改善策を実施するといったPDCAサイクルの枠組みをあらかじめ法案に入れ込む。

以 上